
令和8年5月12日 部長会議

開催日時	令和8年5月12日(火) 午前9時00分から午前10時10分まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所・経営戦略担当)兼環境経済部理事(立命館イノベーションシニアコーディネーター)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長兼上下水道部理事(農業集落排水処理施設跡地担当)、健康福祉部長、健康福祉部総括副部長(健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)代理)、こども若者部長、特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、建設部理事(河川・公園緑地担当)兼上下水道部理事(雨水整備事業担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(生涯学習・スポーツ推進・図書館担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長
欠席者	なし
議事概要	下記のとおり

1. 市長訓示

・4日に沖繩地方で梅雨入りとなったが、西日本は平年並みか平年より早く梅雨入りすると予測されている。近年の梅雨は地球温暖化の影響を受け、集中的な豪雨に備える必要がある一方、梅雨時期でも猛暑が記録されるなど、熱中症リスクも高まっている。被害を最小限に抑え、市民の生命と財産を守るためには、未然の防災処置や対策が欠かせない。

5月は水防月間であるが、今週の16日土曜日には、国土交通省、滋賀県、草津市を含めた近隣市を主体とした、「野洲川総合水防演習」が予定されており、水防関係機関による災害防止に向けた実践的な訓練や、住民向け展示・体験など、地域全体での災害対処能力向上を目指した内容で開催される。

また、市においても、災害時の迅速かつ的確な対応ができるよう、22日には、関係機関による市内の一級河川のパトロールの実施を、6月7日には各種団体と連携した実践的な水防訓練を開催する。

全職員が、普段から災害をイメージし、水防・警戒体制の備えなど、適切な災害対策に万全を期すようお願いする。

・今月24日(日)には、立命館大学びわこ・くさつキャンパスを会場に、「BKCウェルカムデー～びわこ・くさつ健幸フェスタ2026～」が開催される。

今年は春開催で、「Well-Being」をテーマに、170を超える出展が予定され、こどもたちが手伝いをするともらえ、買い物もできる「イベント通貨」の企画や、キャンパス構内をウォーキングしながらカードを集める「くさつ健幸ウォークラリー」も実施する。

地域との世代間交流や、大学の研究成果の公開など、産学官民が連携した普段では体験できない企画も多く予定されており、健幸都市づくりイベントのひとつでもあることから、ぜひ、職員のみなさんも、参加いただくようお願いする。

2. 審 議

(1)第2次草津市水道ビジョン〔経営計画(経営戦略)〕の見直しについて(策定方針)

(2)草津市下水道事業第9期経営計画(経営戦略)の見直しについて(策定方針)

後日公開

3. 重 要 報 告

(1)令和8年度人材育成評価制度の見直しについて

【資料:報1-1】

【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・【報1-1】今年度の人材育成評価制度の運用について、まず、一点目の「勤勉手当の成績率の分布率の見直し」については、成績率の加算対象となる上位評価者の分布率について、部局間での処遇反映への不公平感の解消を図るため、加算対象職員の上限を、これまでの市全体から、部局ごとに成績上位者の30%以内とするものである。保育所・こども園を有することも若者部については、こども園等は別に計算することとする。
なお、令和8年度の評価結果から適用するので、処遇面では、令和9年6月の勤勉手当からの反映となる。あくまで成績率の加算対象職員の分布率に上限を設ける補正を行うものであり、AB評価の点数の区分、評価の考え方に変更はない。
- ・次に2点目の公平性・客観性の確保については、評価の甘辛や、バラツキの是正に向けて、評価の目線を合わせるための周知を徹底しようとするものである。具体的には、業績評価では、目標に対して何%の成果があったかを定量的に判断できる目標設定に努めること、行動評価では、それぞれの職階に応じて求められる水準の行動が、どのくらいの頻度で見られ、他の職員の模範となったかどうかという視点から評価することなどについて、評価者・被評価者研修を充実させ、評価者の目線合わせの強化をする。
- ・次に3点目の二次評価者の役割の再周知については、これまでから案内しているとおり、二次評価者の役割が、一次評価者の評価内容の点検と部局内の各所属間等の甘辛調整であること、また、二次評価者は、一次評価者の評価が、行動事実や評価基準に基づく客観的な評価となっているかを確認した上で、必要であれば一次評価者に再評価を命じるなど、適切な指導を行うことで、部局内での評価のバラツキの抑制、評価の不均衡の是正を図るよう改めて各二次評価者に周知徹底するものである。
- ・最後に4点目は、人事評価システムの本格運用の開始について、システムの運用画面で、被評価者のシート提出状況等が一覧で確認でき、シート入力・編集がお互いに可能となる。従来のメールやロゴチャットでのやり取りに比べて評価者のとりまとめ作業が軽減され、期首・期中・期末の各面談にかけられる時間をこれまでよりそれぞれ1週間程度長く確保できる見込みとなっている。丁寧な面談、目標設定やその確認を通じて、評価者・被評価者が相互に納得のいく評価と人材育成につなげていきたいと考えている。
なお、詳しくは、改めて職員課からの通知・案内文書にも掲載するので、部局内での周知方、よろしく願います。

(2)新旧対照表方式の改正について

【資料:報2-1】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・【報2-1】令和5年9月より新旧対照表方式の改正文を導入し、改正内容の明確化および可視化を図っている。今回、「例規改正をよりわかりやすく」「職員のミス軽減」を目的に、規定の体系整理、文言整理および様式改正の整理を行う。
- ・現在の新旧対照表方式においては、条の規定場所が移動するなど改正内容が複雑な場合、元の規定位置がわかりにくいほか、規定方法がルール化されておらず、例規改正ごとに規定方法が異なっていた。また、本文を省略する場合、改正後欄に「現行どおり」、改正前欄に「省略」と記載が統一されておらず、事務ミスの原因となっていた。
- ・本改正の適用については、条例は令和8年6月定例市議会に提出するものから、規則および要綱等は令和8年6月1日以後に起案するものからとする。
- ・現在、改正において条の規定場所が移動する場合、それぞれ対になる改正前欄に《改正後に新設》、改正後欄に《改正前を削る》と規定をしていた。
しかし、元々存在していた規定なのか、新しい規定なのかがわからないという課題があったため、《第〇条から移動》《第〇条に移動》という表現に改める。
- ・現在、条項を新設する場合は《改正後に新設》、削除する場合は《改正前を削る》、省略する場合は改正後欄に《現行どおり》、改正前欄に《省略》と規定をしていた。
しかし、間違いやすく事務ミスを誘発する課題があったことから、端的に表現を改める。
- ・現在、新旧対照表上部の凡例には、(下線部分は改正部分)としているが、条の新設の場合、条番号にのみ下線を引き、本文は太字のみであるため、凡例の表現と矛盾が生じていた。
そのため、(下線部分および太字部分は改正部分)と表現する。
なお、次ページの様式全体の改正等により破線を用いる場合は、(下線部分、太字部分および破線で囲んだ部分は改正部分)と表現する。
- ・新旧対照表において、《略》等は、新旧対照表を用いた改正操作の理解を助けるために加えられるものであり、改正する例規の規定と区別することができるよう、備考欄において《》の記載は注記であることを明記する。
- ・現在、様式および表の改正・新設・削除をする場合は、様式等の文言すべてに太字下線をしている。しかし、様式等の全体を改正する場合と一部を改正する場合との違いがわかりにくいという課題があったため、全体を改正する場合は、様式等の全体を破線で囲む表現に改める。
- ・また、表の枠の追加など太字下線で改正部分を示せない場合は、該当部分を破線で囲むこととする。なお、様式や複雑な表を改正する場合は、文字が小さくなり見にくいことから、改正文には(別添1-1)と記載しているが、改正操作の理解を助けるための表記であるため、《別添1-1》で表す。

(3)令和8年度財政運営計画および業務見直し工程表(スクラップロードマップ)の策定について

【資料:報3-1~3】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・【報3-1】財政運営計画等の策定のポイントについて財政運営計画の計画期間は令和9年度から令和11年度までの3年間であり、対象事業は現行計画に位置づけている計画継続事業と新規事業として1億円以上のハード事業であり、例年と変更はない。
- ・重点政策マネジメント事業については、全庁的な事務負担の軽減を図るとともに効果的効率的な審査議論を進めるため、昨年度と同様に原則、新規拡大事業のみを対象とする。

- ・また、対象者数の増加や人件費物価の高騰等に伴う、既存事業の事業費の増額、継続事業等については令和9年度当初予算編成から対応することを予定している。対象事業としては4年間で1000万円事業の事業費などを従来の要件を基本としている。
- ・変更点としては、DX推進プロジェクトに係る事業については、原則、課題整理等において理事者より財政運営計画等で政策議論が必要とされた事業のうち、全体事業費の4年間の総額は1000万円以上の新規事業を対象とする。それ以外のDX推進プロジェクトに係る事業については、経営戦略DX版総集編支援において事業化に向けた課題整理を終えた事業について当初予算要求できるという整理をしていきたい。
- ・スケジュールについて、記載の通り、5月13日に財政運営計画の更新の通知をし、6月19日を提出期限とする。その後、総務部の審査、理事者のサポート査定等を踏まえ、10月に議会への説明を予定している。業務見直し工程表については、例年通り新規拡大事業を要求する場合、必ず工程表を提出してもらいたい。

【総合政策部理事(草津未来研究所・経営戦略担当)兼環境経済部理事(立命館イノベーションシニアコーディネーター) から資料に基づき説明】

- ・【報3-3】計画期間は令和9年度から令和11年度までの3年間である。
今後のスケジュールについて、昨年度までは各課から提出後、所定の事務手続きを終え、7月下旬ごろには内示としていた。今回から、スクラップロードマップの対象事業を選定しつつ、当初予算要求時に各課から提出されていた単年度事業実施となる既定経費の見直し事業について、補完的な組み入れをし、1月上旬ごろに業務見直し工程の対象事業を決定し、その後、2月中旬に議会報告をし、公表を行っていききたい。

(4)「市営墓地のあり方に関する市民アンケート調査」の実施について

【資料:報4-1~4】

【まちづくり協働部長から資料に基づき説明】

- ・【報4-3】近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化に伴い、祭祀に対する意識が変化してきていることに加え、無縁墓の増加が見込まれており、お墓に対する考え方やニーズも少しずつ変わってきている。現在の火葬場の跡地利用を検討するにあたり、市民のお墓の所有状況やニーズを把握し、今後の墓地行政の方向性を検討するための基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しようとするものである。
- ・調査対象は、市民2,000人と現在の市営墓地使用者400人を無作為抽出し、回答者の属性に加え、お墓の所有・利用状況や、必要性等について伺うとともに、自由記述により幅広く意見をいただく予定である。回答方法は郵送およびインターネットとする。
- ・スケジュールについては、本日の部長会議終了後、正副議長説明を経て、議会ポスティングを行い、7月上旬にはアンケート調査を送付し、回答期日を7月末とし、8月上旬から回答の集計や分析を行う予定をしている。
- ・アンケート調査票については、2種類あり、市民2,000人向けと市営墓地使用者向けとしている。主に、お墓の所有状況やお墓に関する心配ごとを聴き取り、将来のお墓の取得予定や希望するお墓の形式、お墓取得時に重視するポイントなどから、今後の市営墓地のあり方を検討していきたいと考えている。

(5) 民設児童育成クラブの募集について

【資料:報5-1】

【こども若者部長から資料に基づき説明】

- ・【報5-1】児童育成クラブについて、現在、市内14小学校区で公設民営にて開設しているほか、25箇所の民設民営の児童育成クラブを開設しているが、今後定員を超えることが予想される学区を対象に民設の児童育成クラブをもう1施設公募し、令和9年4月1日の開始を目指そうとするもの。
 - ・定員規模は概ね40人程度。対象は、小学校1年生～6年生とする。草津小学校区1箇所で開催を行う。
 - ・スケジュールとしては、令和8年6月1日～7月31日までを応募受付期間とし、その後審査会で選考を行い、事業者を決定する。令和9年4月1日開設の予定である。
- 議会は5月21日、関係説明は6月上中旬予定。

(6) 公立保育所・幼保連携型認定こども園の給食調理業務委託について

後日公開

(7) 小規模保育事業の公募について(令和9年4月開園)

【資料:報7-1】

【こども若者部長から資料に基づき説明】

- ・【報7-1】0歳から2歳の低年齢児を対象に6人から19人の少人数で運営される認可保育園の一つである小規模保育施設の新設の公募について、本年度4月時点における待機児童については、県の一斉発表をもって確定することから、10名程度という表現になっているが、1歳児において発生する見込みとなっている。来年度においても、待機児童の解消を図る必要があることから、低年齢児を対象とした小規模保育施設を1ヶ所公募しようとする。
- ・募集は募集地域が南草津駅周辺に限定し、開所時期を令和9年4月1日とすること以外は昨年度の公募条件と同様記載となっている。市内の小規模保育施設は24施設になる。

(8) リンク式条例が引用する国基準の改正について

【資料:報8-1・2】

【こども若者部長から資料に基づき説明】

- ・地域型保育事業の認可基準を定める「①草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」、および施設型給付費の支給対象施設の基準を定める「②草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の2条例については、令和7年度の11月議会において、国の基準を引用するリンク式条例として改正を行ったところであるが、令和8年4月1日を施行日として「満三歳以上限定小規模保育事業の創設」および「保育所等における専門職の活用」に関する国基準の改正が行われ、市のリンク式条例についても令和8年4月1日から同内容を引用するようになっていることから、国基準の改正内容について部長会への報告の後、議会に説明を行おうとするものである。
- ・なお、国基準の改正内容については、令和8年4月1日に施行されているが、施行日から1年間は、内閣府令で定められた基準を条例で定める基準とみなすという経過措置が設けられている。
- ・今回の国基準の改正について、草津市においては、リンク式条例により、令和8年4月1日から内閣府令の基準が適用されていますが、リンク式条例によらず条例改正を行う自治体においても、令和8年4月1日から一旦内閣府令の基準が適用されるということには変わりはない。

- ・この経過措置の取扱いや、草津市においては当該事業を実施していない現状を踏まえ、総務課から発出されている通知に従い、条例改正が不要な内容であること、かつ、国からの通知が遅く、定例市議会開会日前のタイミングでの議会説明ができなかったことから、6月議会前に議会説明を行おうとしているものである。

(9)学校と家庭や地域との良好な関係づくりガイドラインの策定について

【資料：報9-1・2】

【教育部理事(学校教育担当)から資料に基づき説明】

- ・策定の背景であるが、令和7年度の法改正でカスタマーハラスメントへの対応が事業主の義務となったことに伴い、令和8年1月に、市と教育委員会で策定する「職場におけるハラスメント防止指針」にカスタマーハラスメントへの対応を追加している。その指針に基づき、学校現場での対応をより具体的に示したものが今回のガイドラインとなる。
 - ・ガイドラインの策定の前に、調査した結果、市内の学校においてカスタマーハラスメントに該当するほどの事案は少なかったが、教職員の働き方改革に関するアンケート調査では、負担に感じる業務として「保護者対応」が上位となっており、保護者等との関係づくりに課題があることが分かっている。
 - ・【報9-1】本ガイドラインは、カスタマーハラスメントが起こってからの対応ではなく、カスタマーハラスメントを未然に防げるような保護者等との関係づくりを主眼において策定した。
 - ・ガイドラインの P3は、保護者や地域の方との「日常的な信頼関係の構築」について記載をしている。信頼構築のために、日頃から子ども一人ひとりを尊重すること、家庭とのつながりを大切にすること、また、近年スクール ESD くさつの推進に伴い進んでいる、地域との連携を大切にすることを記載した。
 - ・ガイドラインの P4は、「保護者等との対応の基本的な考え方」について記載をしている。保護者等との対応においては、組織的に対応すること、誠意をもって対応すること、事実を基に対応することを示した。また、丁寧な言葉遣いや身だしなみ、傾聴の姿勢、保護者とのやり取りの工夫、面談の際の座席の工夫など、経験の浅い教職員の対応のヒントにもなるような具体例も示した。
 - ・P5からは具体的な対応の流れとポイントである。学校では日々様々なトラブルが発生するが、初期対応によってその後の流れが大きく変わる。初期対応としては、複数で対応すること、傾聴すること、正確に記録をすること、回答や返事は事実に基づいてすること、謝罪の方法などを具体的に示した。また、初期対応後は管理職へ速やかに報告することや、その後は、学校長の方針の下、組織として対応することを示した。
 - ・P6では、学校長は必要に応じて専門職のアドバイスを受けることを示し、下の図では、管理職の相談先として、今年度から立ち上げた、学校問題解決支援チームや、弁護士相談にあたる学校問題サポートチーム会議の活用について示した。
また、ここからはカスタマーハラスメントの懸念がある段階と考えているが、社会通念上不相当な行為や違法行為があった場合等の対応についても示した。
 - ・P7は、カスタマーハラスメントの定義として、市の指針に基づいた定義を示している。
 - ・P8では、学校において特に必要な児童生徒への配慮や、教職員のケアについて記載した。
- 本ガイドラインは、既に全小中学校長に意見を伺っており、今後13日に正副議長説明の後、議員ポスティングを予定している。
- ・また、7月には、20小中学校に講師を派遣する形での研修会を予定しており、ガイドラインの実効性を高めていきたいと考える。

4. その他

【副市長から】

- ・以前より、業務の適切かつ的確な事務執行についてお願いをしてきたが、引き続き各部局においては、より一層のチェック体制およびフォロー体制の強化を図り、細心の注意をもって職務にあたるように所属職員への指導をお願いしたい。

【危機管理監から】

- ・今年度も草津市の総合防災訓練の開催する日程が決まり、12月6日に開催する。議会開会中となるが、理事者初め部長級の皆様にも参加をよろしく願います。
- ・今年度は笠縫東学区で実施をする。内容等については学校と調整があるので、また決まり次第、別途報告周知をする。

【総合政策部長から】

- ・地域幸福度(Well-Being)指標の活用に向けた研修の実施について、昨年度に引き続き、幹部職員向け研修として、OASIS研修を「前期」と「後期」に分けて実施するとともに、今年度は、「地域幸福度(Well-Being)指標」に関する研修(「地域幸福度(Well-Being)指標」活用1Dayセミナー)を2回、市民参加によるワークショップを1回開催する予定である。
庁内掲示板にて案内しているとおり、1回目の「地域幸福度(Well-Being)指標」活用1Dayセミナーを5月13日(水)に開催する。本研修は2部構成で、草津市健幸政策アドバイザーである南雲先生より、午前の第1部は講義形式、午後の第2部は人数をしばってのワークショップ形式で実施する予定をしている。第1部については、各所属から1名程度の御出席をお願いしているが、各部長、副部長の中で、出席をご希望される方がいれば、5月12日中に、企画調整課まで連絡をお願いする。
- ・自民党政務調整会の要望日について、8月18日(火)14時から8階大会議室で開催することに決定した。要望案件については、これから選定されるが、要望日当日は、該当する部局より要望案件について説明していただくので、承知していただくとともに、日程調整についても協力いただくようお願いする。
また、その事前リハーサルについて、例年実施しているが、今年度は7月8日(水)14時から庁議室で行う予定であるので、こちらについても日程を確保いただくようお願いする。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp